

A Voice Of Our Own

DPI 通信

Vol.8

～ DPI 2024 下半期報告～

「A Voice of Our Own

(われら自身の声)」とは？

障害者に関わる制度・施策は、これまで障害者抜きで決められてきましたが、これからは障害者の声を聞いて策定してほしい。私たち障害者が積極的に働きかけ、発信することによって、インクルーシブ社会を創っていこう、という想いが込められています。

世界の DPI の合言葉です。



DPI 日本会議

目次

1. 地域生活	2
2. バリアフリー	4
3. 権利擁護	12
4. 国際	14
5. 教育	18
6. 障害女性	21
7. 雇用労働・所得保障	22
8. 優生保護法裁判	25
9. ピックアップコーナー 優生保護法国賠訴訟完全勝訴と今後について.....	30
10. DPI 障害者差別解消ピアサポートの活動報告.....	33
11. ご寄付御礼&編集後記.....	35



Ⅰ. 地域生活部会

●2024 年下半期は、DPI 加盟団体である CIL いろはの八木さんのダスキン研修にあたり、海外滞在中でも重度訪問介護の利用が認められるよう、水戸市や厚労省に対して働きかけを行いました。その結果、水戸市が所得税法上では海外滞在期間が 1 年未満の場合は引き続き日本の居住者として扱われるという規定を根拠に重度訪問介護の支給決定を認める判断を下しました。これを水戸市だけの事例にとどめるのではなく、全国にも広げるため、さらに厚労省に対しても大臣政務官と面会し、海外滞在中の重度訪問介護の利用に関する事務連絡を出してもらえよう要望したところ、10 月 11 日付で重度訪問介護等の支給決定事務に関する Q&A が発出されました。これにより、全国的に海外滞在中の重度訪問介護を使いやすくすることができました。

●令和 6 年度 障害者総合福祉推進事業 課題番号 10「障害者の地域支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に係る調査研究」が始まり、DPI もこの研究会の協力団体に選出され、部会長の今村が本研究会のメンバーに入りました。7 月に第 1 回目が開催され、今年度中に 4 回の開催と、調査の対象等が示されました。9 月に第 2 回目が開かれ、調査対象に療養介護が対象外になってしまうことの問題を指摘する声が、DPI をはじめ複数のメンバーから上がり、ヒアリング対象団体に常時医療的ケアの必要な重心の方や、強度行動障害のある方の地域移行、生活を支援している団体が入ることになりました。また自治体を対象に、施設入所待機者の実態把握のためのアンケート調査も行われることになりました。12 月に第 3 回目が開かれる予定でしたが、この団体ヒアリングとアンケート調査がずれ込んだ関係で、3 期目が 2 月、4 期目が 3 月に開催されることになりました。来年度はこの調査研究の結果を基に、「障害者支援施設の在り方検討会」が設置され、地域移行をどのように進めていかなどが検討される見込みです。DPI としてはこれらの機会を通じ、国連の総括所見で指摘された脱施設への取り組みを具体化できるよう尽力する所存です。

ホームページに掲載した記事・報告

■7/24【全国初!】海外研修期間中も重度訪問介護の継続利用が認められました!

研修などで長期間海外に滞在することを考えていて、ヘルパーによる介助が必要な障害者にとって画期的な支給決定の判断が示されました。

DPI の加盟団体でもある CIL いろはで活動している八木さんは今年度、ダスキン研修で約 1 年間アメリカでの研修を予定されています。このアメリカ滞在中のヘルパー利用について、日本にいる時と同様に重度訪問介護の利用を継続できないかと、地元の自治体である水戸市と話し合いを重ねてきましたが、この度、水戸市から継続利用を認める判断が下されました。

7 月 19 日に水戸市から直接説明を受ける機会を設けていただき、DPI から地域生活部会及び事務局次長として今村と白井も同席させていただきました。



■10/29 重度訪問介護等の支給決定事務に関するQ&Aが発出されました!

先日、厚生労働省の塩崎大臣政務官と面会し、DPI が要望した海外滞在中の重度訪問介護の利用に関する新たな事務連絡について、10月11日付で以下の Q&A が発出されました。

この Q&A では、国外旅行や海外研修が 1 年未満の場合、転出届が不要であるため、海外渡航前の市町村が引き続き居住地として支給決定を行うことができるという見解が示されています。



■12/25 海外研修中の重度訪問介護利用決定への感謝を伝えるため、高橋靖水戸市長を表敬訪問

11月28日、CIL いろはの八木さんと八木さんのアメリカ研修に同行されるヘルパーとともに海外研修中も重度訪問介護を使える決定をしていただいたことに対する感謝の気持ちを伝えるために高橋水戸市長を表敬訪問しました。DPI からは白井が同席しました。

高橋水戸市長にはお忙しい中、30分も時間をとっていただき、八木さんのアメリカ研究に向けた準備の状況や現地での介助体制についてなど、八木さんの話を聞いて質問を投げかけるなど、熱心に話を聞いていただきました。



▽地域生活部会の活動記事は、以下 QR コードから一覧でお読みいただけます!



2.バリアフリー部会

- 2026年以降のバリアフリー整備目標である「第4次基本方針」策定へ
「バリアフリー法及び関連施策のあり方に関する検討会」は今年度最重要の検討会で、バリアフリー法の改正と第4次基本方針について議論しています。鉄道、バス、タクシー、航空、船舶、建物等広範囲ですが、鉄道に関しては「鉄軌道のバリアフリー化の整備推進に関する検討会」が開かれ、より細かく議論をしています。12月に開かれた第3回では、新たな指針として、プラットホームと車両の段差及び隙間の縮小について、カウント方法見直し(駅数→ホーム番線数)と目標値を設定することが加わりました。建物ではバリアフリー整備義務がある特別特定建築物でも店舗内のバリアフリー整備義務がないため、この義務化を要請しています。2025年5月には取りまとめられ、2026~2030年の整備目標が決まります。
- 全国一斉行動!UDタクシー乗車運動 新たな事務連絡発出へ
本年も10月末に全国一斉行動!UDタクシー乗車運動を実施し、全国21都道府県で延べ108回の乗車のデータを集めることができました。昨年の調査に比べて、乗車拒否は31%と減少し(昨年は35%)、特に東京都内の乗車拒否は8%と大幅に減少しております(昨年は17%)。しかし、東京都以外は44%と逆に増加しており、車椅子の乗降方法を知っている運転手さんは依然として少なく、定期的な研修の必要性を再確認しました。
調査結果を11月に国交省自動車局に報告し、事業者への働きかけを要請したところ、12月11日に国交省からUDタクシーの乗車拒否に関する事務連絡「ユニバーサルデザインタクシーによる運送の適切な実施の徹底について(再周知)」が出されました。
- サイトラインの確保等に係る検討WG
昨年度の検討会で劇場やスタジアム等の車椅子用席は総席数の0.5%以上を設けることになり、2025年6月から施行されます。席数だけでなく、前の人が立ち上がっても視界が遮られないように高低差を設けて車椅子席を作るサイトラインの確保と、同伴者席は隣席にする、会場全体に車椅子席を垂直水平分散することも併せて不可欠であり、この検討会で議論しております。3回開催しましたが、建築確認申請でサイトラインが確保できているか判断できないという意見があり、難航しております。コンサートやスポーツで一番盛り上がるシーンが車椅子では何も見えないという現状の問題をなんとしても改善するために、働きかけを続けています。

● 2027 国際園芸博覧会アクセシビリティ・ガイドライン検討会

2027 年に横浜市内で開催される国際園芸博覧会では、アクセシビリティ・ガイドラインを策定することになり、9月に検討会が立ち上がり、2 回の WG を経て、急ピッチで議論が進んでいます。2021年の東京オリパラでは「Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン」、2025 年の大阪・関西万博では「施設整備に関するユニバーサルデザインガイドライン」、2026年の愛知・名古屋アジア競技大会・パラ競技大会では「Aichi-Nagoya2026 アクセシビリティ・ガイドライン」が策定されており、ビッグイベントを契機としたバリアフリー整備について、地元障害者団体を含めた基準の策定が行われるようになりました。

この他にも、国交省では、鉄道における利用環境改善の意見交換会（10/23）、第一回旅客用通路上の踏切（構内踏切）の移動円滑化に関する WG（11/11）、障害者等の航空機非常脱出に関する意見交換会（10/9）、移動等円滑化評価会議（9/6）、高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準フォローアップ会議（毎年開催）（10/18）等が行われています。

7/16 国交省「障害者の居住にも対応した住宅の設計ハンドブック」が出来ました！ 車いす使用者も住める賃貸住宅を増やす



住宅のバリアフリーガイドラインはこれまで日本にはありませんでした。2009 年に高齢者向けの「高齢者が居住する住宅に関わる指針」が策定されましたが、浴室入り口に段差を認めるなど車いす使用者のニーズに合っていない不十分なものでした。そのため、車いす使用者等が住める住宅はほとんど増えてこなかったのです。

DPI ではこの問題を改善するために大臣要望などを繰り返し、2023 年度に国交省で「障害者の居住にも対応した住宅の設計ガイドラインに関する検討会」が開かれ、議論や調査が進められておりました。このたび「障害者の居住にも対応した住宅の設計ハンドブック」が完成し、公表されました。

7/17 アクセシブルな資料検索「みなサーチ(国立国会図書館)」 みなサーチで多様な障害者が利用しやすい図書を探そう！



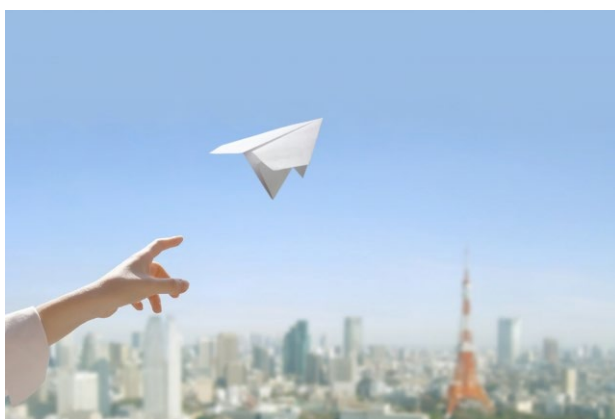
2019 年に読書バリアフリー法が成立しましたが、これを受けて国立国会図書館では、多様な障害者が利用しやすい図書を探すアクセシブル資料検索「みなサーチ」を本年 1 月から運用しています。

「みなサーチ」は、視覚に障害がある方、ディスレクシア（読み書き障害／識字障害）の方、上肢に障害がありページをめくることができない方等が、アクセシ

ブルな図書や資料(例:点字、DAISY、テキストデータ、電子書籍、バリアフリー映像資料など)を検索できるサービスです。

検索だけでなく、国立国会図書館がデジタル化した資料の全文テキストデータ約 247 万点をダウンロードして利用することが可能になっているそうです。

7/18 バリアフリートイレ・車いす使用者駐車施設・劇場等の車いす使用者用客席の基準が改正されました! ~「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令」を閣議決定~



昨年度、検討会が開かれバリアフリートイレと車いす使用者用駐車施設の設置基準の引き上げ、劇場等の車いす使用者用客席の義務基準が検討されておりましたが、改正案がまとまり6月18日(火)に閣議決定されました。

6月21日(金)に公布され、2025年6月1日から施行されます。来年6月から建てられる新築・大規模改修のものは、こ

の新基準が適用されます。格段に良くなりますよ!

7/30 近鉄特急「あをによし」車いす席3席の車両が運行されています! ~大規模改修で新基準を満たした車両~



近鉄はバリアフリー新基準を満たした特急車両「あをによし」を運行しています。この車両は新規車両ではないのですが、既存の車両を大規模改修し、車いすスペースを3席設けています。

これまで新基準を満たした特急車両は、2022年に導入されたJR東海のHC85系(特急ひだ・南紀)、2023年に導入された東武鉄道のスペーシアX、今春導入され

たJR西日本の八雲の3つだと思っていたのですが、改修した車両としては初の近鉄「あをによし」も運行されていました。

2022年4月29日から走っていたのですが、本年2月29日に移動等円滑化基準を満たした「手すり」が設置されたそうです。大阪難波、京都、近鉄奈良を走る観光特急です。ぜひ、みなさん乗ってみてください。

8/13 特急やくもの新型車両に乗ってきました!～移動時間も大切な旅の一部!～



先日、JR 西日本が運行する「特急やくも」の新型車両に乗って島根県松江市まで行ってきました!

車両に乗り込んで、まず「車いすスペースが広くて開放感がある!」と感じました。通路を挟んで右側に車いす 2 台分のフリースペースがあり、大型の電動車いすでも前後に並んで乗れそうでした。

また、椅子席に移乗したい人や同伴者と隣同士で乗車したい人は、通路を挟んで左側の椅子席とその横のフリースペースを使うことができます。複

数の車いす使用者と一緒に乗れたり、それぞれのニーズに合わせて座席を選べるのが良いなと思いました。

8/28 車椅子ユーザー泣かせて知られる「特急しおかぜ」が生まれ変わった?～四国の旅を快適に～



DPI 加盟団体の CIL 星空の柴田明寿さん、井谷重人さんが JR 四国の「特急しおかぜ」のバリアフリー調査レポートを書いてくれました。とても充実したレポートになっておりますので、是非ご覧ください!

2023 年 12 月、JR 四国の 8000 系の S 編成がリニューアルし、今年 8 月には L 編成がリニューアルしました。8000 系新型車両には新しく「車椅子フリースペース」という名称で初めて座席のないスペースができたので早速調査をしてきました。

これまでの 8000 系は車椅子スペースといっても、座席が 1 席だけ外されているだけだったので、車椅子で通路を半分以上塞いでしまい、乗客が通るたびに「すみません」という言葉が出ていました。

しかし、今回の新型車両 5 号車は、入り口を入ると左側の縦 2 列、横 3 列分と右側の縦 1 列、横 2 列分の座席がなく、車椅子 3 席分のスペースが設けられていました。3 席それぞれ大きさは違うものの、大型の車椅子でも十分に入れて、リクライニングを倒しても問題ありませんでした。

9/9 第12回移動等円滑化評価会議 傍聴レポート～当事者目線に立ったさらなるバリアフリーの推進に向けて～



9月6日(金)、国土交通省で第12回移動等円滑化評価会議が開かれました。この評価会議は2018年のバリアフリー法の改正で設けられたもので、高齢者、障害者等の当事者等が参画し、定期的にバリアフリー化の進展の状況を把握し、評価するものです。

障害者団体、事業者団体、学識経験者、地方公共団体等34人で構成されています。

今回は下記のテーマに沿って国交省からの取り組み報告があり、当事者団体や有識者の方から質問や要望等が挙げられていました。

1. 第11回移動等円滑化評価会議における主なご意見と国土交通省等の対応状況について
2. 当事者目線に立ったバリアフリー環境の課題等の取組状況について
3. 国土交通省におけるバリアフリー関係の取組事例について
4. バリアフリー分野におけるICT活用の取組事例の紹介
5. その他

10/25 第17期バリアフリー障害当事者リーダー養成研修 in 東京を実施しました! ～各地でバリアフリー運動に取り組む障害当事者を育成する～



去る10月14日(月)から16日(水)に、戸山サンライズで第17期バリアフリー障害当事者リーダー養成研修を実施しました。

この研修会は全国各地でバリアフリー整備を推進するために、中心となって活動する障害当事者の育成を旨としたものです。2007年にスタートし、年度ごと

に場所を変えて全国各地で開催してきました。

昨年は松山市でCIL 星空の皆さんが主催して開いてくださったのですが、今年は久しぶりに東京で開催しました。参加者は視覚障害者2名、聴覚障害者1名、発達障害者1名、身体障害者18人の合計22人でした。東京都だけでなく、鹿児島県、愛媛県、兵庫県、大阪府、愛知県等全国各地から参加してくださいました。

11/6 2024年のバリアフリーの動き ～国交省等の主なバリアフリー関係の検討会をまとめて報告します～



東京 2020 オリパラを契機として、国交省では多くの検討会が開かれるようになりました。障害当事者参画の重要性が認識され、ほとんどの検討会で多様な障害者団体が構成員となっています。

本年度も多くの検討会が開かれておりますが、夏以降に開かれた主なものをご報告します。

○バリアフリー法及び関連施策のあり方に関する検討会(5/30(木)、10/16(水))

バリアフリー分野における今年度一番注目すべき検討会です。話し合うことは、バリアフリー法の改正と第4次基本方針の2つです。バリアフリー法は2020年に改正され、来年で施行後5年を迎えますが、法改正の必要があるか議論します。

11/8 「全国一斉行動!UD タクシー乗車運動」のアンケート結果がまとまりました!



10月25日(金)に実施したUD タクシー乗車運動にご協力いただき誠にありがとうございました。お陰様で全国21都道府県で延べ108回の乗車のデータを集めることができました。

昨年の調査に比べて、乗車拒否は31%と少し減少しました(昨年は35%)。東京都内の乗車拒否は8%と大幅に減少しております(昨年は17%)。

しかし、東京都以外は44%と逆に増加しておりますし、車椅子の乗降方法を知っている運転手さんは依然として少なく、定期的な研修の必要性を感じました。

なお、11月8日(金)には国交省物流・自動車局に調査の報告と要望を行いました。今回の調査で不適切な運用をしている事例がいくつかありましたので、事実確認を行なってもらうようにも要請したいと思います。

12/1 から両毛線（高崎～小山駅間）でも乗務員によるスロープ介助スタート!



12月1日からJR東日本の両毛線で乗務員による携帯スロープを利用した条項介助が始まることになりました（一部対応不可の駅もあります）。2020年秋から国交省で開かれた「駅の無人化に伴う安全・円滑な駅利用に関する障害当事者団体・鉄道事業者・国土交通省の意見交換会」は22年7月にガイドラインをまとめました。

この意見交換会のなかで、DPIは乗務員による携帯スロープを利用した乗降介助を各社に実施するように求めてきました。2022年から、JR九州、JR東日本、JR東海、JR西日本、JR四国の一部の駅で実施されております。

JR東では、青梅線（青梅～奥多摩間）、総武本線（千葉～銚子間）、成田線（千葉～佐倉～銚子間、千葉～成田～成田空港間）、外房線（千葉～上総一ノ宮～安房鴨川間）、内房線（千葉～君津～安房鴨川間）、久留里線（木更津～上総亀山間）、相模原線の一部駅で実施されており、このたび両毛線でもスタートすることになりました。ぜひ、乗ってみてご意見をお寄せください。

DPIでは現在実施している路線・駅だけで終わるのではなく、今後も順次拡大していくように各事業者に求めていきたいと思っております。

12月12日環境省と国立公園におけるユニバーサルデザインについての意見交換会を行いました



12月12日、佐藤事務局長と共に環境省を訪問し、国立公園におけるユニバーサルデザインについての意見交換を行いました。

これまでDPI日本会議では、2021年6月に笹川環境副大臣を訪問して国立公園のバリアフリー化について要望書を提出し、2022年からは環境省の国立公園のユニバーサルデザインについての意見交換や上高地（2022年）、足摺岬（2023年）での現地調査にも参加してきました。

国交省から UD タクシーの乗車拒否に関する事務連絡が出されました!～ユニバーサルデザインタクシーによる運送の適切な実施の徹底について(再周知)～



12月11日に国土交通省物流・自動車局旅客課からタクシー事業者に対して事務連絡「ユニバーサルデザインタクシーによる運送の適切な実施の徹底について(再周知)」が出されました。

10月25日に「全国一斉行動!UDタクシー乗車運動」を実施しましたが、その調査結果をもとに11月に国交省に事務連絡の再発出を要請しておりました。それを受けて今回出してくれたものです。

▽バリアフリー部会の各記事の詳細は、以下 QR コードから一覧でお読みいただけます!



3. 権利擁護部会

- つなぐ窓口

2022年10月に障害者差別に関する相談窓口「つなぐ窓口」が内閣府に設置されました。中央省庁にはそれぞれ障害者差別に関する相談窓口がありますが、どの省庁が担当かわからず窓口にたどり着けない「相談の迷子問題」がありました。これを改善するためにワンストップ相談窓口の設置を求め、施行事業としてつなぐ窓口が創設されました。12月4日には実績報告会を開き、内閣府の古屋勝史参事官、つなぐ窓口創設にご尽力くださった古川康国土交通副大臣、宮路拓馬外務副大臣、山本博司参議院議員にご登壇いただきました。

開設から約1年間で約3000件の相談があること、障害者団体や経済団体からも高く評価され継続が求められていること等が報告されました。ぜひ、次年度以降は本事業化し、常設の窓口として相談対応を続けて欲しいと思います。

- カスタマーハラスメント対策法案への対応

2025年の通常国会にカスタマーハラスメント対策法(案)が上程される見込みとなり、11月末に厚労省に要望書を提出しました。カスタマーハラスメント対策に異議はありませんが、障害者が合理的配慮の提供を求めることがカスタマーハラスメント行為と判断されることがないように、障害者差別解消法の遵守が不可欠です。2023年に改正された旅館業法でも同じ課題があり、こちらはガイドラインの策定時に障害者団体へのヒアリングを実施し、「合理的配慮の提供の求めは迷惑客行為に当たらない」と明記することが出来ました。これと同じようにカスタマーハラスメント対策法も2025年に成立した場合は、ガイドラインの策定時に働きかけを行います。

12/4(水) 障害者差別に関する相談窓口「つなぐ窓口」の実績報告会を開きました!~障害者差別を解消し、合理的配慮を着実に提供するために本事業化を!~



12月4日に衆議院第一議員会館で、つなぐ窓口の実績報告会を開催しました。2016年に障害者差別解消法がスタートし、障害差別に関する相談窓口は中央省庁にはそれぞれ設けられていたのですが、どこが担当省庁かわからず窓口にたどり着けないという、いわゆる「相談の迷子問題」がありました。

これを改善するために、2023年の10月から内閣府に障害者差別に関する相談窓

口「つなぐ窓口」が設置されました。

今春には、開設から半年で 1163 件の相談が寄せられたという報道がありましたが、どのような状況なのか実績を報告していただくということと、この事業は施行事業なので本年度で終わってしまうため、次年度以降も本事業化して継続してもらえるように応援しようということで、実績報告会を開催することになりました。



最初に古屋勝史様（内閣府政策統括官（共生・共助担当）付参事官（障害者施策担当））に実施状況をご報告いただきました。

後半は、シンポジウム「障害者差別を解消し、合理的配慮を着実に提供するためにつなぐ窓口の本事業化を！」と題して、古川康国土交通副大臣、宮路拓馬外務副大臣、山本博司参議院議員、岩上洋一様（全国地域で暮らそうネットワーク代表）にご登壇いただきました。また、衛藤晟一参議院議員も駆けつけてくださり、ご挨拶下さいました。

古川副大臣からは以下のようなお話がありました。

- つなぐ窓口をつくるべきだという運動を皆さんと一緒にやってきた。当初は民間事業者の合理的配慮の提供義務化も難しいという話があったが、すでに自治体の条例で義務付けているところもあり、全国で出来ないはずはないと国会や与党論戦の中で取り組んできた。今年の 4 月から民間事業者の合理的配慮の提供が義務付けられ、待望のつなぐ窓口もスタートしたことを大変嬉しく思っている。
- 今日、古屋参事官からご報告いただいたが、具体的な事例の中身と、それに対してどのような対応がされたのか、事情の許す限り教えてほしい。
→（古屋参事官）金融機関の本人確認でご本人が直接電話をするという場合、耳が不自由だと電話で対応できない。その際、つなぐ窓口が間に立ち、解決につながったという事例がありました。

▽権利擁護部会の活動記事の詳細は、以下 QR コードから一覧でお読みいただけます！



4. 国際部会

●トレーバーDPI 世界議長から情報は出ませんでした。アジア太平洋ブロック総会を韓国 DPI が開催し、平野議長が副議長となりました。12月に役員会が開かれました。

●JICAでは、南アの草の根事業「障害者自立生活センターの拡大と持続的発展」は、6-7月の現地訪問で同意されたベースライン調査を9-10月に行いました。11月には前期活動モニタリングが行われました。11-12月にも訪問を行いました。課題別研修「障害者権利条約の実践のための障害者リーダー研修」に10か国が来日し、CIL 星空での研修を含め10-11月に実施された。DPI 北海道は、就労での課題別研修受託準備を進めています。合理的配慮費用が交渉の結果計上可能になりました。案件形成を目指し、ブラジルにはあとなあ地村氏、ドミニカ共和国に尾上副議長と盛上部会員が派遣されました。

従来、JICAの事業では、障害ゆえに係る費用（介助者費用、情報保障費等）は事業費内で出すことになっていたため、障害者が参加すると健常者より費用がかかり、結果的に障害当事者の派遣等が難しいという状態がありました。これを改善すべくJICAに要望し、2021年頃から草の根技術支援やNGO等提案型等では、合理的配慮予算を別建てで出してもらえるようになりました。これは画期的な取り組みで、重度障害者が途上国の障害者支援等により参加しやすくなったのです。ただ、この合理的配慮予算はJICA事業の一部にとどまっているため、どの事業でも別建てで出してもらえるように、JICA、外務省、財務省に要望を行いました。

●SDGs ジャパンでの活動では、来年7月に公表予定の自発的国家レビュー（VNR）に向け障害分野から提言し、11月のVNRに関するパネルトークに堀場部会員が参加しました。G7イタリアでのソルファニャーノ憲章案にインプットを行いました。

●来年8月の第9回アフリカ開発会議（TICAD9）のため、7月の対外務省の2会合（アフリカ障害フォーラム事務局長等のアフリカ市民社会、降幡常任委員等の日本市民社会）があり、TICAD-NGO連絡グループの会議でも降幡常任委員がアフリカとの協力を報告しました。

8/19 「南アフリカ共和国での草の根協力プロジェクト」第2回現地訪問報告



2024年2月に開始した南アフリカ共和国ハウテン州でのJICA草の根協力事業のフェーズ3「南アフリカ国障害者自立生活センターの拡大と持続的発展」（草の根パートナー型）の2回目の訪問を7月上旬に行いました。

前回に引き続き今回の訪問もプロジェクトマネージャーの降幡と、ベースライン調査・運営能力強化担当の宮本専門家（ディーディーコンサルティング社代表）の二人で行っています。

今年度の事業計画では、本事業のフェーズ1、2をレビューするベースライン調査を実施するとともに、ハ

ウテン州の新しい地域で自立生活の理念と支援手法を広める研修を開始する予定になっています。

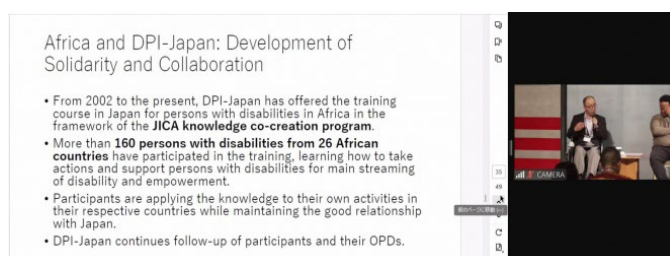
8/22 中西由起子副議長が「令和 6 年度外務大臣表彰」を受けました



8月8日(木)に外務省飯倉別館で受賞式があり、上川陽子外務大臣から、他の受賞個人、団体とともに中西由起子副議長が賞状を授与されました。以下、本人からのコメントです。

長年にわたり障害分野での国際協力に貢献したことが評価されたのですが、これもアジアそしてアフリカと一緒に苦勞し、忙しく働いてくださった DPI 日本会議のメンバーおよびスタッフの方がいてくださったからできたことです。本当にありがとうございました。

8/26 TICAD-NGO 連絡グループが主催したサイドイベント「複合的危機を乗り越え、希望の 2030 年へ」に降幡常任委員が登壇しました



第 9 回アフリカ開発発会議(TICAD9)の準備のための TICAD 閣僚会合が 8 月 24 日(土)~25 日(日)に東京で開催され、TICAD-NGO 連絡グループが主催したサイドイベント「複合的危機を乗り越え、希望の 2030 年へ」では DPI 日本会議が選ばれて降幡博亮常任委員が登壇しました。

「アフリカと日本の障害者の交流と連携」というトピックで、DPI 札幌大会、JICA 課題別研修、南アでの草の根事業などのアフリカと DPI 日本会議の協力関係に関する発表をおこないました。

TICAD では経済開発に目が向けられがちですが、2008 年に横浜で開催された TICAD4 に政府招待の市民社会代表の一人として、南部アフリカ障害者連合代表が参加して以来、全ての会議にアフリカ障害者代表を送ってきました。

10 月 11 日(金)マレーシア・セランゴール州政府訪問団が事務所に来訪しました

マレーシア・セランゴール州議会および州政府の訪問団が来日関係機関訪問の一環として、10 月 11 日(金)の午後、DPI 日本会議の事務所に 14 名が訪問しました。

同訪問団は、高齢者と障害者のための社会福祉サービスと社会的セーフティーネットについての日本の政策や取り組み、技術革新について知ることを目的に、東京と大阪の様々な機関を訪問しているとのことでした。

DPI 日本会議の白井事務局次長が対応し、日本の制度や運動についてお話ししました。また日本の重度訪問介護などの制度を

知ってもらうために、映画『インディペンデントリビング』予告編など動画も見てもらいました。



10/16 JICA 課題別研修「障害者権利条約の実践に向けた障害者リーダー能力強化研修」がスタート—10 か国から参加



10月15日(月)、JICA(国際協力機構)の課題別研修「障害者権利条約の実践に向けた障害者リーダー能力強化研修」が始まりました。

この研修には、エジプト、ヨルダン、南アフリカ、スリランカ、タジキスタン、東ティモール、ウクライナ、ウズベキスタン、ベトナムから10名の研修員と2名の介助者が参加しています。

本プログラムでは、障害者権利条約の内容や意義、日本における障害者政策の現状について、DPI日本会議のこれまでの活動や各分野で活躍する講師を招き、理解を深めていきます。

12/20 宮路拓馬外務副大臣に「国際協力事業における障害の主流化のお願い」を要望しました!~障害当事者者の参画を推進し、誰ひとり取り残さない国際協力を!~



日本の障害者団体は海外の障害者の支援にも取り組んでいます。DPI日本会議は南アフリカの障害者団体の支援に取り組んでいますし、メインストリーム協会、自立生活夢宙センター、ぱあとなあの3団体はアジア6カ国(パキスタン、ネパール、カンボジア、台湾、モンゴル、ベトナム)と中南米2カ国(コスタリカ、ボリビア)の障害者団体を支援しています。

これらの支援の特徴は、障害者当事者が現地の障害者を支援するということです。日本で自立生活を送り、他の障害者の支援をしている障害当事者が現地を訪れることによって、その国の障害者がエンパワーされるのです。

近年では国際協力機構(JICA)と一緒に途上国支援を行っていますが、課題となっていたのは障害ゆえに必要な費用です。重度障害者であれば介助者が同行しなければなりませんし、聴覚障害者であれば情報保障も必要です。これらの費用を事業費の中で捻出すると、障害者はお金がかかるから健常者に行ってもらおう、ということになり、なかなか障害者が行けないといことが多かったのです。

これを改善するために、JICAでは数年前から合理的配慮予算というものを作ってください、重度障害者が国際協力に取り組みやすい環境整備に取り組んでくださいました。しかし、合理的配慮予算の活用は一部の事業にとどまっておりますので、JICA事業全体に拡大してほしいと11月にJICAに要望させていただきました。

▽国際部会の活動記事の詳細は、以下 QR コードから一覧でお読みいただけます!



5. 教育部会

○社会モデルの教育活動

2024年度より、東京都教育委員会の事業である「教科『人間と社会』における体験活動」に、「インクルーシブ体験」プログラムが加わり、DPIはJIL、一般社団法人UNIVAと共同で、事業にエントリーしました。都立高校から要請があった場合「出前授業(プログラム)」を行うもので、下半期に「日野高等学校(全日制)」「光丘高等学校(全日制)」「第五商業高等学校(定時制)」「(年度内に小山台高等学校(定時制))」で、「障害の社会モデル」をテーマに、映像を活用したプログラムを行いました。

授業のコマ数、受講生徒数(部活動、クラス、学年)など様々ですが、現役高校生に直接伝える機会として、大切な取り組みと捉えています(2025年度も継続予定です)。

○JIL 教育部会との連携研修

毎年「若手障害者の育成研修」を行っていましたが、今年度はJIL 教育部会メンバーとの連携強化のために、DPIがJILの研修企画に相乗りする形で、11月26日(火)~28日(木)戸山サンライズにて、連携研修を行いました。

JIL 教育部会メンバーの多くは、DPIの育成研修にもご参加頂いた方ということもあり、学習会パートを始め、交流会等でも、様々な意見交換をすることができました。色々な団体から、インクルーシブ教育実現への動きを作る必要がありますので、今後も横の連携は強めていきたいと考えています。

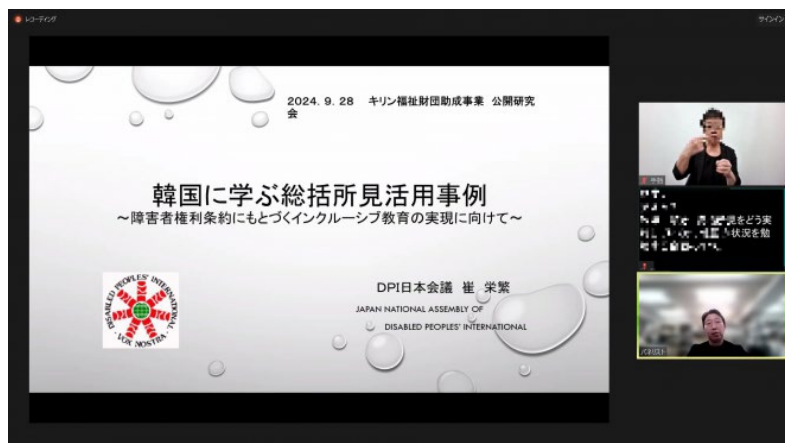
○東京大学大学院教育研究科と協力・連携取り組み

2023年度に「教育事業に関する協定書」を締結しました。自治体との連携を視野に、12月17日(火)~18日(水)伊豆大島にて、地元の教育関係者、一般市民等を対象にした、学習会、町への訪問等を行いました。どのように自治体や教育委員会へ有効な影響力を与えられるか、まだまだ課題がありますが、自治体へのアプローチは引き続き取り組んでいきたいと思えます。

上記以外に、9月に東洋大の菅原麻衣子教授(人間環境デザイン学科)を講師に「日本とカナダの大学生の意識等比較研究」小規模学習会を行いました。

また「第3回障害児教育研究集会(日教組)」への協力など、関係団体取り組みに参加等を進めるとともに、人権団体(国際NGO団体等)とインクルーシブ教育についての意見交換なども継続して行っています。

9月28日(土)公開研究会報告:韓国に学ぶ総括所見活用事例～障害者権利条約にもとづくインクルーシブ教育の実現に向けて～



2022年8月にスイスのジュネーブで、障害者権利条約批准後初となる日本の建設的対話(審査)が開かれ、同年9月には権利委員会から日本政府に対する総括所見(勧告)が公表されています。

この総括所見(勧告)は、分離教育の中止や入所施設から地域での自立生活に予算配分を振り向け地域移行を進めること、精神科病院への強制入院を可能にしている法律の廃止等、日本の課題を的確

に指摘した内容となっており、総括所見を踏まえた国内法の見直しが求められています。

しかし、国は総括所見の指摘事項に対する制度の見直しには消極的な姿勢を見せており、条約に則した政策を実現するためには総括所見を活用した障害者運動の取り組みがますます重要になっています。

昨年度(2023)開催した公開研究会では、日本よりも先に初回審査を終え、さらに2回、3回の併合審査まで終えている韓国の総括所見活用事例として、とりわけ差別禁止に焦点を当て取り上げました。

参加者の感想やリクエストを踏まえ、その第二弾として、2024年度はインクルーシブ教育に焦点を当て、韓国の障害児教育の現状、障害者等に対する特殊教育法などの法制度の見直しやインクルーシブ教育に関するモデル事業の進捗状況や課題、国家人権委員会などの国家機関の役割について学び、日本での取り組みに活かすべく、企画を行いました。

研究会では、DPI日本会議議長補佐の崔栄繁(さい たかのり)が講師を務め、韓国が障害者権利条約の総括所見を活用してどのように韓国のインクルーシブ教育の実現に向け取り組んできたかについて報告がありました。

12/18 群馬県の玉村町立上陽小学校(インクルーシブな学校運営モデル事業校)へ見学に行ってきました!



11月21日(木)に群馬県のインクルーシブな学校運営モデル校となっている玉村町立上陽小学校へ見学に行ってきました。

毎年、私たちDPI日本会議とタウンミーティング in ぐんまを共催しているインクルーシブぐんまのメンバーである、群馬県議会議員の松本基志さん、鈴木敦子さん、伊勢崎市議会議員の高橋宜隆さんと一緒に、DPI日本会議からは、教育部会の崔と岡部が参加しました。

上陽小学校は、1学年1～2クラス規模の小学校です。特別支援学級(肢体、知的、情

緒)はありますが、児童の状況に応じてできるだけ多くの時間を通常学級(上陽小学校では「協力学級」と呼称)で過ごしている子もいる状況でした。ブロックチーム担任制が導入され、「低学年ブロック」「中学年ブロック」「高学年ブロック」「特別支援ブロック」という形で各ブロックに教員が3~4名配置されていました。

6年生の授業では、班に分かれて修学旅行のまとめ資料づくりや、発表練習がおこなわれていました。車椅子を使用している児童の周りに自然と他の生徒が集まり、肩を寄せ合って意見を出し合い、各自の席に戻って製作に取り組む、ということを何度も繰り返している姿を見ることが出来ました。

3年生の音楽の授業は、先生の質問に積極的に手を挙げる、とても活発なものでした。先生に指名された児童は前に出て行き、列になって順番に先生に耳打ちで回答します。音楽担当の教員に加えて、もう1人介助員が配置されていました。介助員がいたので、障害のある児童がこの中にいるのだなど気づきました。

各学年の教室から少し離れた場所に「YUMEルーム(Your あなた、Unique らしい、Mind 心を、Expands 広げよう)」という部屋がありました。「心を整える居場所」として、落ち着いた空間で、各自の状況に応じて居場所を組み替える柔軟な対応ができるよう、学校職員全体で創る学校の居場所になるよう、取り組まれていました。



写真:YUME ルーム

校長先生はじめ、教員の皆さんは、「まだ始まったばかりの事業であるため、模索しながら進めています。」「(大切なのは)障害のある子が当たり前教室にいることなんですよ。」と仰っていました。

今後、群馬県がインクルーシブ教育の指針をどう定め、県内に広めていくのか、有識者会議の動向も追っていきたいと思います。貴重な機会を提供してくださった、増田校長先生をはじめ上陽小学校の皆さまありがとうございました。心から御礼申し上げます。

▽教育部会の活動記事は、以下からも一覧でお読みいただけます!



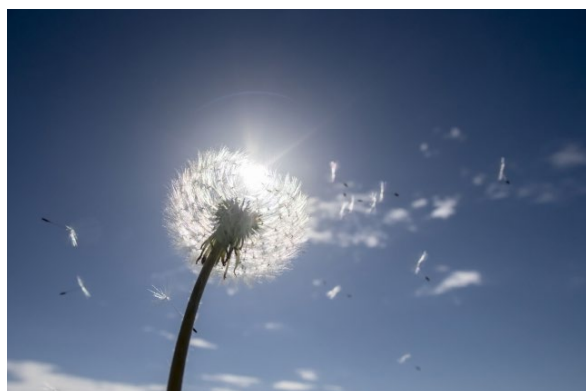
6. 障害女性部会

●DPI 女性障害者ネットワーク編著『障害のある女性の困難～複合差別実態調査とその後10年の活動から』をもとにした啓発学習会の東京集会が、2024年11月16日に開催されました。若い障害女性の参加を得て、世代間の交流ができました。尚、9月1日に予定されていた名古屋集会は天候の都合により、2025年3月29日に延期されました。名古屋集会をもって、一連のソーシャルジャスティス基金の助成による出版と集会は終わります。

●10月14日から開催された女性差別撤廃条約の対日審査には、藤原常任委員が参加し、ロビー活動を行いました。個人で参加された伊是名夏子さんとともに、障害女性が直面し続ける複合差別の問題を訴えました。

●最高裁判断を受けて、優生保護法の被害者の全面勝訴となり、補償法が制定されました。12月の政策討論集会の全体会では、優生裁判の原告の鈴木由美さんにお話を伺い、今後の取り組みの課題について尾上副議長を中心に議論が展開されました。

11/16(土)障害女性の複合差別調査と未来 DPI 女性障害者ネットワーク新報告書刊行記念 東京シンポジウム(主催:DPI 女性障害者ネットワーク東京集会実行委員会)



DPI の協力団体である「DPI 女性障害者ネットワーク」主催のイベントについて、ホームページや各種 SNS での広報に協力しました。

DPI 女性障害者ネットワークは、SJF の助成を得て2023年に「障害のある女性の困難複合差別実態調査とその後の10年の活動から」を発行しました。

これをもとにした学習会、イベントを、全国で開催しました。その集大成となる今回は、各地の開催で浮かんだ問題や、女性障害者ネットの活動を振り返りつつ、わた

た私たちを取り巻く課題について考えていきます。

▽障害女性部会の活動記事は、以下から QR コードから一覽でお読みいただけます！



7. 雇用労働・所得保障部会

2024 年度下半期は、毎月 1 回の定例会議と情勢に応じた緊急会議を開催して活動を進めました。

8 月は、労働政策審議会障害者雇用分科会の委員に対し、2019 年に外務省が在外公館職員を 2024 年末を期限として除外率制度の対象としたことの廃止を求めたもので、延長にはなりません。

また、DPI 障害者差別解消ピアサポートからの要請を受けて、中央省庁で働く障害当事者からの相談を受け継続的に取り組みました。これらの活動を通じて、障害当事者が職場で直面する問題の改善に取り組むとともに、加盟団体における雇用問題に関して関係団体との連携を強化して対応しました。

9 月には、15 日にタイ、20 日にはマレーシアからの訪問を受けました。これらの訪問は、部会メンバーである常任委員が日本の障害者雇用に関するインタビューを受け、日本の現状や取り組みを紹介しました。

そして、継続的に参加している「インクルーシブ雇用議員連盟及び市民側」と「BHRC (ビジネスと人権市民社会プラットフォーム) 幹事会」では、障害当事者団体として積極的に議論に参加し、障害者が働くために必要な制度の充実や現状の問題点を指摘してきました。

なお、9 月 20 日には「障害者雇用率代行ビジネスに対する DPI 日本会議の見解」を発表し、社会に問題を提起しました。引き続き、障害者雇用等の改善に向けた取り組みを進めます。

7/19 オンラインセミナー登壇「国連ビジネスと人権ワーキンググループ訪日調査報告と行動計画 (NAP) の改定に向けた課題」



2024 年 7 月 17 日 (水) に開催されたオンラインセミナー「国連ビジネスと人権ワーキンググループ訪日調査報告と行動計画 (NAP) の改定に向けた課題」に伊藤芳浩 (DPI 雇用労働・所得保障部会、NPO 法人インフォメーションギャップバスター (IGP) 理事長) が登壇いたしました。

本セミナーは日本が抱えるビジネスと人権に関する課題や、2025 年度末に改定を迎える「ビジネスと人権に関する行動計画 (NAP)」の課題について、様々なステークホルダーのパネリストが登壇して、議論しました。事前登録者数が 350 名を超え、当日の視聴者数も 280 名ほどで、質問も活発に行われ、関心の高さをうかがわせる結果となりました。

9/20 声明を出しました「障害者雇用率代行ビジネス」に対する DPI 日本会議の見解～分離雇用でなく、インクルーシブな雇用が可能な社会を創るために～



現行の障害者雇用促進法は、一定比率の障害労働者の雇用を事業主に課す法定雇用率を定めている。障害者の雇用促進と安定雇用の確保のための施策は極めて重要であり、インクルーシブな社会を創るためにも必要不可欠なものである。

しかし、近年、事業主が障害者雇用率を満たすために別の事業者が障害者雇用を代行するという、「障害者雇用率代行ビジネス (以下、代行ビジネス)」が拡大しつつある。

法定雇用率を満たすことのみに着目し、安易に「代行ビジネス」を利用する雇用主が増えている事態に危惧を感じ、以下、障害者施策の基本原則を確認し、「代行ビジネス」を利用する企業の見識に訴えると共に、政府に対しては施策上の対策を講じる必要性を訴える。

1. 障害者雇用の基本原則は、分離ではなく、インクルーシブな働き方を志向するもの

障害者を取巻く様々な課題への取組みは、以下の基本原則の下に展開されなければならない。

障害者基本法 1 条(目的)「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め」る。

10/3 タイ首相官邸公的部門開発委員会事務局の方が来日し、障害者雇用について意見交換をしました



9月15日(日)、日本の障害者雇用施策について調査するため、タイ首相官邸公的部門開発委員会事務局の Nachakorn Rujininnat さんら 3 名と通訳 1 名が CIL ぶちゅうに岡本直樹 DPI 常任委員を訪ねました。

DPI 日本会議の運営や活動内容について質問があった後、岡本常任委員が用意したプレゼンテーションに基づき、先方からの質問をたびたび挟む形でインタビューが行われました。

タイの障害者は人口に対して7%で300万人程度ですが、登録障害者は200万人に過ぎないこと。障害者雇用率制度があり、従業員100人以上を雇用する雇用主(政府機関も民間企業も同等)に対し、障害者を1人以上雇用することが義務付けられていますが、多くの事業所で未達成であること。申請手続きが複雑であり、また多くの雇用主が罰金(賦課金)を払って済ませていることなど、タイの課題についての話も聞きました。

10/4 マレーシアから障害者雇用について来日調査中の研究者らが訪問しました



2024年9月20日(金)、障害者雇用について来日調査中の一団が、東京都町田市を訪問しました。

今回、マレーシアのマラ工科大学の研究者、Siti Nurul Akma さん(シティ・ヌルル・アクマ博士)を中心とする5名の研究者と通訳者1名(日本で暮らしているマレーシアの学生)が、DPIの安藤信哉常任委員が経営している(株)障碍社を訪問して、日本の障害者雇用の現状、DPIの活動内容、優良事例の1つとしての同社の取組について、安藤常任委員が用意したプレゼンテーションを皆で熱心に聴きました。

重度の障害者が学んだり働いたりしようとするとい

助サービスが使えなくなるという社会の実態から出発し、重度の障害があっても働ける社会をめざして、自身で2005年に有限会社パーソナルアシスタント町田を起業し、独自のモデルを発展させ、現在の(株)障害社に至る道のりについて、多くの実践写真を見せながら、研究者の皆さんからの質問を受けました。

▽雇用労働・所得保障部会の活動記事は、以下 QR コードから一覧でお読みいただけます!



8. 優生保護法裁判

●優生裁判最高裁判決を受けて大きく進展

旧優生保護法国家賠償請求訴訟は7月3日の最高裁判決で大きく動きました。17日には岸田首相が原告らに謝罪し、29日には全閣僚による「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた対策推進本部（以下 推進本部）」立ち上がりました。9月13日には優生保護法被害全国原告団・弁護団と国との間で、「係属訴訟の和解等のための合意書」が締結され、9月30日には国と原告団・弁護団、それに優生連も加わって、旧優生保護法問題の全面的な解決を目指すための「基本合意書」が締結され、10月8日は旧優生保護法補償金支給法が成立しました。

12月の政策論全体会では、旧優生保護法について改めて振り返り、原告の想いを聞き、和解の内容、対策推進本部を含めた今後の動きについてご報告いただきました。

12月27日には「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた対策推進本部」は、「旧優生保護法に係る対応状況及び障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画（以下 行動計画）」を決定しましたが、内容については不十分なものであり、2025年1月7日にDPI声明を発出しました。

7月3日(水) 優生保護法国家賠償請求訴訟最高裁判決に対する DPI 日本会議声明



7月3日(水)に優生保護法被害裁判の最高裁大法廷の判決が出ました。

戦後最大の人権侵害といわれる一連の裁判で、最高裁が除斥期間に関して「著しく正義・公平の理念に反し、到底容認することができない」と断じました。人権を守るための最後の砦として最高裁が下したこの判決を、私たちは画期的な判決だと歓迎します。

8/2(金)【優生保護法】首相・法務大臣による謝罪を受けての記者会見&決起集会 国がやっと動き出した!さあ、全面解決へ!



優生保護法の被害について国の責任を問う優生裁判は、2024年7月3日(水)、最高裁で歴史的判決を勝ち取ることができました。最高裁は、優生保護法が憲法違反であるとし、「国は長期間にわたり障害がある人などを差別し、重大な犠牲を求める施策を実施してきた。責任は極めて重大だ」と指摘し、国に賠償を命じました。判決後、国は態度を一変させ、7月17日(水)に首相が原告らに直接謝罪をしました。補償法の制定や裁判の和解に向けた発言もありました。あまりに遅いですが、国が全面解決への一歩を踏み出しました。

た。

私たちは、今後も、国に対して、全被害者に対する被害を償うに足る賠償・補償の実施や、「いのちを分けない社会」への対策などを求めていきます。ここに集い、全面解決への決意を新たにしましょう!

【オンライン報告会】本日7月31日(水)16時15分-17時(予定)東京優生訴訟 西スミ子さん和解期日報
告会



今年2024年7月3日の画期的な最高裁判所判決を受け、東京地方裁判所で優生手術被害者として闘っている原告の西スミ子(脳性まひ)さんの裁判の和解期日が急遽本日7月31日(水)16:00に入りました。

最高裁判決後、はじめての和解になります。和解条件は最高裁判決を踏まえた内容です。

8月2日(金)旧優生保護法原告の方に対して小泉法務大臣から直接の謝罪がありました



8月2日(金)旧優生保護法原告の方に対する小泉龍司法務大臣の謝罪の面会について、優生保護法問題の全面解決をめざす全国連絡会(優生連)のメンバーとして、DPI日本会議から3名が参加をさせていただきました。

最初に、小泉法務大臣は最高裁判所の判決を重く受け止めており、深く反省と謝罪をする。政府の責任は極めて大きく、真摯に反省し、被害者の皆様に心から謝罪をする」と述べました。

その後、新里弁護士から184ページに渡る全面解決に向けた要請書と要望書を大臣に渡し、早期の全面解決を

求めると強く求めました。

10/10 優生保護法被害者への補償を定めた法律が成立し、国会で謝罪決議が採択されました

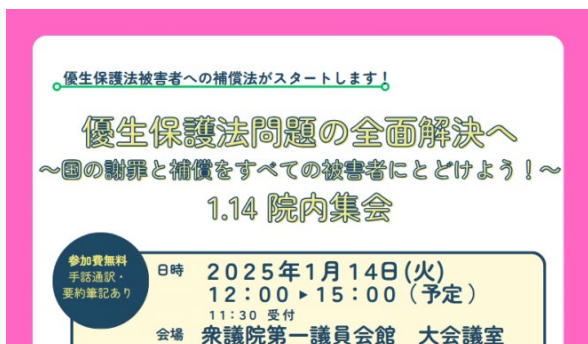


優生保護法のもとで障害等を理由に不妊手術等や人工妊娠中絶を強制された人に対する補償を定めた「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」(以下、補償法)が成立しました。

補償法成立を受け、全国優生保護法被害原告団・全国優生保護法被害弁護団・優生保護法問題の全面解決をめざす全国連絡会(優生連)は2024年10月8日(火)、連名で声明を発表しました。

また、補償法案可決に先立ち「旧優生保護法に基づく優生手術等の被害者に対する謝罪とその被害の回復に関する決議」が、両院の本会議で採択されました。

12/24 【被害者への補償法がスタート】1月14日院内集会「優生保護法問題の全面解決へ～国の謝罪と補償をすべての被害者にとどけよう!～」



優生保護法をめぐるのは、2024年7月に、最高裁判所にて国の賠償責任を認める判決が出され、その後首相らが被害者に謝罪しました。

国・原告団・弁護団・優生連が、優生保護法による被害者の名誉・尊厳の回復、優生思想及び障害者に対する偏見差別の根絶等、優生保護法問題の全面的な解決をめざし、基本合意を結びました。

国会では「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」ができました。この補償法が2025年1月17日に施行されるのを前に、全ての被害者に国からの謝罪と補償が届くよう、基本合意の実現をめざして院内集会を開きます。

▽優生保護法に関する記事の詳細は、以下から一覽でお読みいただけます!



尊厳生

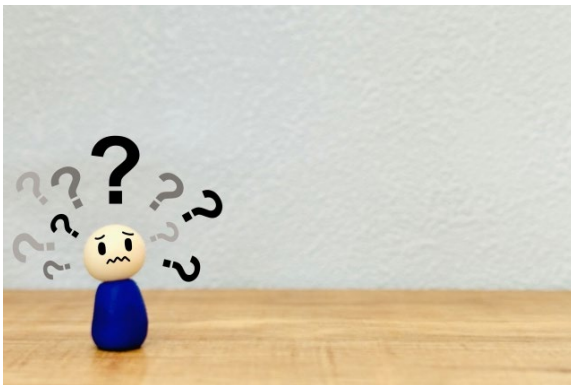
10月3日(木)、厚生労働省移植医療対策推進室と臓器移植法第2条「臓器提供の意思の尊重」の運用指針見直しについてヒアリングを実施。鈴木一成さん(CIL ふちゅう)の経験をもとに、意思決定支援の課題や家族以外の支援者の意見を尊重する重要性を提言しました。

10月28日(月)には改正案が届きましたが、本人の意思確認がないまま臓器移植が進む恐れがあるとの懸念から、現行指針の維持を求める声が上がりました。

その後、知的障害者の支援団体である育成会と意見交換を実施。同会は当初、臓器移植の促進を支持していましたが、家族のいない知的障害者の安全策の必要性を認識し、立場を再考しました。厚労省への2回目のヒアリングでは、改正の見送りを要望するとともに、ピープルファーストとALS協会のヒアリング実施を提案。優生保護法の反省を踏まえた慎重な検討を求めました。

12月5日(木)の疾病対策部会臓器移植委員会では改正案が強行採決され、非常に残念ながら改正案は公示されました。現在、2025年1月13日0:00までパブリックコメントが募集されていました。DPI日本会議として声明を発表し、引き続き改悪阻止に向けた活動を行っていきます。

12/16 臓器移植法第2条「臓器提供の意思の尊重」の運用に関する指針の見直しに反対する声明



本日、私たちは臓器移植法第2条に基づく「臓器提供の意思の尊重」の運用指針の見直しに強く反対する本声明を出しました。

障害者への差別や偏見のない、誰もが地域で共に生きるインクルーシブな社会づくりに向け、2022年に国連障害者権利委員会から日本政府に出された総括所見を踏まえた法制度の点検と改善に取り組み、障害者権利条約の国内実施をさらに進めることを求める立場から、臓器移植法第2条における「臓器提供の意思の尊重」の運用に

関する指針の見直しに強く反対します。

この法の下では、障害者を含むすべての人々が平等に臓器提供の意思を示す権利を持っているとされていますが、その裏には重大な倫理的懸念が存在します。私たちは、常時医療や介護・介助を必要とする人々—その中には身体障害、知的障害、精神障害や難病を持つ人々も含まれます—にとって必要な医療や介護・介助が十分に保障されることのないまま、「社会貢献としての臓器提供」が推奨されるような事態を強く懸念します。

まず、「旧優生保護法は憲法違反」として、国に賠償を命じる判決を言い渡した、2024年7月3日の優生保護法による強制不妊手術に対する最高裁判決の意味を確認する必要があります。優生保護法は、障害者らを「不良な子孫」とみなし、障害者が妊娠・出産・育児する自己決定権を奪い、優生思想を社会に根付かせました。

2016年7月の津久井やまゆり園での障害者殺傷事件、2022年12月に発覚した北海道・江差町の施設利用者への「不妊措置」問題、相次ぐ障害者施設での虐待事件や、災害や医療の緊急事態で多くの障害者が犠牲になっていることなどは、優生思想がまだまだ人々の心に根強く残っていることを象徴しています。

このような背景を踏まえると、障害者の生命や身体が他者のための資源として扱われることは、過去の優生思想の延長に他ならず、臓器提供に関して、障害者や精神障害者、知的障害者が「社会に貢献するため」に臓器を提供することを期待されるような社会的プレッシャーは、決して許されるべきではありません。私たちは、同最高裁判決を真摯に受け止め、同じ過ちを繰り返さないためにも、臓器提供における自己決定が本当に自由かつ平等であるかを厳しく問い直す必要があります。

また、2022年に国連障害者権利委員会から日本政府に出された総括所見は、第10条（生命に対する権利）で「(a)障害者の生存権を明確に認識し、個別の保護措置を確保すること。保護措置の確保には、治療（緩和ケアを含む）に関する本人の意思および希望の表明、および、その表明に必要なあらゆる支援が含まれる」と勧告しています。また、同第12条（法律の前にひとしく認められる権利）で、「(b)すべての障害者の自律と意思と希望を、必要とされる支援の水準や形態にかかわらず尊重する、支援付き決定の仕組みを確立すること」と勧告しています。

障害者の意思決定を代行する現行制度を廃止し、支援付き決定を保障する仕組みを確保する措置を行うよう求められているなか、命の瀬戸際を含め治療における障害者の意思決定確認の在り方について、単独で、臓器移植法第2条における「臓器提供の意思の尊重」の運用に関する指針を見直すことには反対せざるを得ません。

以上、私たちは、障害者への差別や偏見のない、誰もが地域で共に生きるインクルーシブな社会づくりに向け、2022年に国連障害者権利委員会から日本政府に出された総括所見を踏まえた法制度の点検と改善に取り組み、障害者権利条約の国内実施をさらに進めることを求める立場から、臓器移植法第2条における「臓器提供の意思の尊重」の運用に関する指針の見直しに強く反対します。

▽尊厳生部会に関する記事の詳細は、以下から一覽でお読みいただけます！





ピックアップコーナー

優生保護法国賠訴訟完全勝訴と今後について

DPI 日本会議議長 平野みどり

はじめに

優生保護法(1948~1996年)が断罪されました。精神や知的を始め多くの障害のある人たちに強制不妊手術を行い、人生を破壊してきた同法が違憲であり、国は被害者に賠償しなければならないと。2024年7月3日、最高裁はその判断を裁判官全員一致で下しました。

1980年代から、障害女性たちは、優生保護法下、障害者に対する甚だしい人権侵害が野放しになってきたことを深刻に捉えていました。そして、1986年に設立された DPI 女性障害者ネットワーク(以下、女性ネット)は女性団体等との連帯によって、被害者の方々にお話を聞き、悲惨極まりない優生手術の実態の顕在へと取り組み、発信もしました。しかし、なかなか世間の耳目を集めるまでには至りませんでした。その一つに、優生手術を受ける判断をした関係者に、本人の身近な家族、親戚、福祉施設関係者、学校関係者などがいたことが挙げられます。

新たな展開:被害の実態が世界に届く

地道な被害実態把握に障害女性たちが取り組んでいく中、大きく事態が進展したのは1994年の国連人口会議(カイロ)において、安積遊歩さんが優生保護法被害者の話を紹介し、優生保護法撤廃を訴えたことでした。その後、1996年に国は、優生保護法の「障害を理由にした優生手術」は禁止とし、優生保護法を母体保護法に変えました。しかし、国はそれ以上の動きを見せませんでした。

DPI は連携する DPI 女性障害者ネットワークや関係団体と共に国連・規約人権委員会にレポートを提出、同委員会は1998年と2008年、2014年に、日本政府に対して被害者の補償に向けて必要な法的措置をとるよう勧告を出し、2004年に坂口厚労大臣(当時)は「被害者がいることは紛れもない事実」と認めながらも、国は何もしてきませんでした。

このような実態を国連に届けるために、DPI と女性ネットは2015年にジュネーブで行われた女性差別撤廃条約委員会(略して CEDAW)の日本政府審査に、女性ネットの藤原久美子代表(DPI 常任委員)を含むメンバーを派遣し、ロビーイングを行いました。その中で特に訴えたのが、強制不妊手術被害者の調査や謝罪、補償であり、翌2016年3月に同委員会より強い勧告が出されました。

被害者が国を提訴

この結果、厚労大臣の「被害者と面会する」という言葉を引き出すことができ、「強制不妊手術に対する謝罪を求める会」などの支援を受けていた仙台の被害者である飯塚淳子さん(仮名)らと厚労省との交渉につながりました。

しかしながら、交渉に進展が見られない中、飯塚さんの活動を知った佐藤由美さん(仮名)の義理の姉が、仙台地裁に国の謝罪と賠償を求めて提訴します。これに飯塚淳子さんも加わり、一連の全国各地での優生裁判に拡がっていきます。女性ネットが訴えたことによって引き出された CEDAW の勧告は、2018年1月の提訴へと結びつく動きに貢献したと言っても過言ではありません。

被害者は記録があるだけでも約16500人、その約7割が女性でした。同意のあったケースを含めた不妊手術(優生手術)は2万5000件弱です。優生上の理由により強要された人工妊娠中絶も合わせると、被害者は約8万4000人と推計されます。更に月経介助負担を軽減するために違法に行われた子宮摘出や放射線照射は、その実態は不明で、現在も行われている可能性があります。

2018年3月に超党派議連と与党WTが立ち上がり、翌2019年4月24日に「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」(一時金支給法)が、議員立法により成立、即日公布・施行されました。

その後、2019年5月に出された仙台地裁判決では、原告の訴えをほぼ認め、憲法違反であったとしても関わらず、「優生手術被害を受けてからすでに20年以上が経過した」として国の主張する除斥期間を適用し、原告敗訴を言い渡したのです。しかし、仙台原告の1人である飯塚淳子さんは、20年以上前から、故・佐々木千津子さんや「優生手術に対する謝罪を求める会」と共に声を上げ、被害を訴えてきました。「知的障害があるとされ、何も知らされずに手術された」として情報開示を求めましたが、彼女が手術された年の資料のみが出てこず、提訴もできない状況でした。除斥期間の適用が不当であることは明らかでした。

仙台判決の翌2020年6月東京地裁、同年11月大阪地裁、2021年1月と2月の札幌地裁、同年8月神戸地裁においても、原告の訴えはことごとく退けられました。このうち、4判決では「優生保護法」を違憲としながら、いずれも除斥期間を理由とするものでした。

「除斥」の壁との闘い

そんな逆境の中で、DPIや女性ネットも加わる「優生保護法の全面解決をめざす全国連絡会」の全国的かつ地道な取り組みにより、2月22日大阪高裁判決、同年3月11日の東京高裁判決で原告逆転勝訴を勝ち取りました。両判決とも憲法違反であったこと、除斥期間を適用することは正義・公正に反するとしたのです。大阪高裁では、立法した国会議員の責任を、また東京高裁では手術を積極的に勧めた厚生大臣の違法を認めた点でも評価されます。更に東京高裁は、一時金支給法が成立したことで、初めて原告たちが被害に気付くことができたとして、提訴の期限を成立の年より5年としたのです。

この判決を確定させるため、国への上告阻止アクションを展開、署名活動では2漫万筆以上の署名を集めて提出、院内集会、街宣行動など行ったものの、残念なことに国が上告受理申し立てをしました。その後、2024年7月3日に最高裁が、国の謝罪と賠償を命じる判断を下し、国はそれに応じざるを得ず、各地の裁判は和解を持って終結することになりました。

補償法施行と「優生保護法」の検証

2025年1月17日から、補償法が施行されました。まずは、国と都道府県が責任を持って、被害者の掘りおこしのために、メディアを駆使した広報、市町村の広報誌での呼びかけ、相談窓口の設置（行政と各地の弁護士会）などに迅速に取り組まなければなりません。そして、DPIや自立生活センターや各障害者団体でも相談を受けたら丁寧かつ着実に受け止め、行政の相談窓口につないでいく必要があります。そのためには、医療、福祉、学校関係に存在する限りのデータに、個人情報保護に配慮しながら調査し、該当者への案内や呼びかけが求められています。賠償の申し出の期間は2030年までの5年間ですが、初年の取組みは重要です。

また、補償法への取組みとは別に、優生保護法がなぜ半世紀も野放しになってきたのか、その間、障害者施策や人権施策にどのような影響を及ぼしてきたのか等、検証する必要があります。国は、優生連からの要望により、「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた対策推進本部」を立ち上げました。ちなみに、DPIの尾上浩二副議長は、対策推進本部アドバイザーに任命されています。

その後、障害者団体等へのヒアリングを経て、2024年12月27日に「旧優生保護法に係る対応状況及び障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画（以下 行動計画）」を公表しました。優生連からの要望に十分応えたものとは言えませんが、今後も「被害者、障害当事者と支援者（弁護士・優生連等）、障害関係団体、研究者等との継続的な協議の場」を建設的に実施していくことが肝要です。また、行動計画には法改正や新たな法律の策定について触れていませんので、優生思想に基づく障害者に対する差別や偏見を無くすためには、法律に明記することが不可欠です。そして何より、障害者関連法のベースとなる障害者基本法を改正し、優生思想に基づく障害者への差別や偏見をなくすことを明記することが重要です。

おわりに

母体保護法下において、出生前検査・着床前検査の拡大が見られるように、その根底にある優生思想は、医療技術の商業化と相まって社会の中に確実に根付いています。そして、「障害者＝迷惑な存在、社会の重荷」とする考えが人々の意識下に植え付けられ、様々な場面で排除や差別を黙認する社会を形成してしまいました。優生保護法問題の解決には、被害を受けられた方を1人残さず、賠償に繋ぐこととはもちろん、この社会の隅々に蔓延っている優生思想を一掃していくことに、行政や政治家や一般市民を巻き込みながら、私たちが引き続き取り組んでいくことが重要であることは間違いありません。障害者権利委員会が日本に強く勧告した「脱施設・地域移行」や「インクルーシブ教育」の実現に一步でも近づけるためにも、優生思想と諸施策との関連が検証されることは不可欠であると言えます。

韓国からの国際結婚移住者にも無年金問題

○ご本人の情報

男性・60代後半・聴覚障害・東京都在住。

○ご相談概要

10数年前に聴覚障害のある韓国から来た韓国人女性と国際結婚をした。聴覚障害者の知り合いの中では何人か国際結婚をしており、該当する聴覚障害があれば韓国から来た配偶者にも障害基礎年金が出ている。ところが私の連れ合いの場合1962年より前に生まれていたということで障害基礎年金が出ない。年齢で切るとするのはとてもおかしい。法の下での平等にしていると思う。なんとかできないだろうか。

○担当者の対応

言われるとおり法の下での平等に反している。在日コリアンの無年金をなくす運動の関係から、議員を通じて厚生労働省に確認したところ、新しく韓国から来た人であっても、もともと長年住んでいる在日コリアンと同じ扱いになっているということを確認した。同じ扱いとは、1962年1月1日以前に生まれた在日外国人の障害者に対しては該当する障害があっても障害基礎年金を支給しないということだ。

これは1982年1月1日に難民条約が日本で発効し、その後に20歳になった者には障害福祉年金（現在は障害基礎年金）が支給されるが、その前に20歳になった者には引き続き支給しないという政策によるものだ。間違いなく差別だが、容易に解決しない課題でもあり、運動団体に関わってもらっている。

○その後の結果

相談者の年金受給は実現できていない。2004年制定の「特定障害者特別障害給付金支給法」の対象になるよう国会議員への働きかけの取り組みがある。自民党の少数与党化で可能性はゼロではないと思っている。

別の在日コリアン無年金障害当事者の事例で、老齢年金の申請時に事後重症の申請をしたところ、大きく障害が重度化したというわけではないのに障害基礎年金が認められるという事例があった。応用ができないか調べ中。

○問題点・課題

この問題は日本の裁判では全敗している。しかし多くの地方自治体からは国に改正要望が挙げられている。国連からは機会あるたびに改善の勧告が出されている。戦前から日本に住んでいた在日コリアンは、戦後、一片の通達で一方的に日本国籍を取られ、社会保障から国籍条項によって排除されてきた。かなり改正したものの、その残りが韓国から移住してきた人にも被害を与えている事例だといえる。今年には戦後 80 年。今こそ解決を。

(担当者 李 幸宏)

ご寄付御礼

わたしたち DPI 日本会議は、皆様のご寄付で活動を継続できております。

お預かりした貴重なご寄付は、DPI ビジョン 2030 の行動計画に基づき、

- ✚ 障害者問題に関して国・各省庁への政策提言
- ✚ 障害者への差別の実態調査、権利侵害などに関する相談対応
- ✚ 障害者問題に関して、ウェブ上での情報発信や集会などの広報啓発活動
- ✚ イベントで視覚や聴覚に障害がある方などへの情報保障費
(PC 文字通訳、手話通訳、点字資料等)
- ✚ 日常的な事務局運営
などのために、大切にに使わせていただいております。
皆さまのご支援に、心から感謝申し上げます。

◇ご支援くださった皆さま

賛助会費	15 件	150,000 円
------	------	-----------

◇ご寄付

全国集会宛	1 件	50,000 円
活動全体宛	152 件	2,873,659 円

(2024 年 7 月 1 日～12 月 31 日)



いつもお読みいただき、ありがとうございます。

おかげさまで、この DPI 半期報告も Vol.8 となりました。
毎回、限られた紙面の中でどこまで活動の魅力や意義を伝えられるか試行錯誤しています。
HP では最新の動向や詳細なレポートを掲載しているので、ぜひご覧ください。NPO にとって「伝える」ことは活動の一環。
多くの人に関心を持っていただけるよう、これからも発信の工夫を重ねていきます。



ところで、最近は天気も不安定で、急に寒くなったり暖かくなったり。気温差のせいか、座りっぱなしの時間が増えて足のだるさを感じるが増えました。車いすユーザーなら共感してもらえるかもしれません。そこで、思い切ってフットレストを導入！血流改善を期待しつつ、効果をじっくり検証中です。次号では「足が軽くなりました！」と報告できることを願いつつ、またお会いしましょう！

(D.K)

編集・発行 DPI 日本会議事務局

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町 3-11-8 武蔵野ビル 5 階

電話 03-5282-3730 FAX 03-5282-0017 メール office@dpi-japan.org

ホームページ <https://www.dpi-japan.org/>

発行：2025年 2月